

令和 8 年度 第 1 回

監 査 報 告 書

千 葉 県 監 査 委 員

目 次

第1 監 査 の 概 要

1 定 期 監 査	1
(1) 監 査 等 の 種 類	1
(2) 監査の実施内容及び着眼点	1
(3) 監 査 の 対 象 等	2

第2 定 期 監 査 の 結 果

1 普 通 会 計	3
(1) 指 摘 等 結 果 の 概 要	3
(2) 指 摘 事 項 及 び 注 意 事 項 に 係 る 個 別 の 結 果	4
ア 総 務 部 出 先 機 関	4
イ 健康福祉部出先機関	4
ウ 環境生活部出先機関	4
エ 商工労働部出先機関	5
オ 農林水産部出先機関	5
カ 県土整備部出先機関	6
キ 教育委員会教育機関	7
(3) 監 査 の 実 施 状 況	9
2 公 営 企 業 会 計	12
(1) 指 摘 等 結 果 の 概 要	12
(2) 指 摘 事 項 及 び 注 意 事 項 に 係 る 個 別 の 結 果	13
ア 県土整備部出先機関	13
イ 企業局出先機関	13
ウ 病院局出先機関	14
(3) 監 査 の 実 施 状 況	15

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(7) 収入未済に係る債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例に基づき解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

(4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用や処分の検討状況を確認する。

イ 適正な事務執行について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が進められ、それらが効果を上げているかを確認する。

ウ 事務事業の効果的な実施について

本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を上げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和7年度会計に係る執行分
イ 実施した期間	令和8年1月1日から令和8年4月30日まで
ウ 監査実施機関数	普通会計 213機関 (出先機関等213機関)
	<u>公営企業会計 18機関 (出先機関 18機関)</u>
	計 231機関 (出先機関等231機関)

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した213機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
(指摘事項又は注意事項のあった機関…26機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項（5件）

- ・支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・執行体制について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

イ 注意事項（23件）

- ・支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・12件
- ・収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件
- ・廃棄物の不適正な処理について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- ・工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・収入未済について、解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・執行体制について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

ウ 指導事項（83件）

- ・収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・18件
- ・収入未済に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・14件
- ・支払の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・12件
- ・財産の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・10件
- ・債権の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・8件
- ・調定の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・7件
- ・契約事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件
- ・個人情報の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・支出事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・事務手続に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・予算科目に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ・物品の調達に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 総務部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
夷隅地域振興事務所	注意事項 委託料の支払について、過払い2件（13,200円）が認められた。 今後は、支出命令や支出負担行為審査における根拠資料の確認を徹底するほか、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

イ 健康福祉部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
松戸健康福祉センター	注意事項 特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入（違約金）について、3,105,990円の収入未済が認められた。 過年度の市への債権移譲後に貸付台帳等が欠落し、調定根拠が不明確となっている債権については、主務課等と協議し、今後の方針を定めるなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。 また、債権管理条例による債権放棄が可能な債権については、速やかに手続を進めること。
長生健康福祉センター	指摘事項 令和2年度から令和6年度までの生活保護費の支給について、被保護者世帯への誤支給86人（過支給65人4,832,493円、不足21人57,661円）が認められた。 複数年にわたり必要な認定作業を怠るなどの事務処理が組織として把握されず、不適切な支給が繰り返し行われたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的な進捗状況の把握や申請書類等の確認を徹底し、組織内の牽制体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

ウ 環境生活部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
消費者センター	注意事項 役務費等の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金2件（1,300円）の発生が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

エ 商工労働部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
市原テクノスクール	<p>注意事項</p> <p>過年度分の委託料の支払について、過払い 4 件 (23,540 円)、不足払い 3 件 (11,009 円) が認められ、全額国費で実施する委託事業に対し一般財源 (不足払い分 11,009 円) を充当することとなった事例が認められた。</p> <p>今後は、見直された契約書に基づき適切な算定を行うとともに、算定根拠等の確認を組織的に行うなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。</p>
船橋テクノスクール	<p>注意事項</p> <p>過年度分の委託料の支払について、不足払い 4 件 (199,986 円) が認められ、全額国費で実施する委託事業に対し一般財源を充当することとなった事例が認められた。</p> <p>今後は、見直された契約書に基づき適切な算定を行うとともに、算定根拠等の確認を組織的に行うなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。</p>
我孫子テクノスクール	<p>注意事項</p> <p>需用費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金等 1 件 (2,939 円) の支払が認められた。</p> <p>今後は、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。</p>
旭テクノスクール	<p>注意事項</p> <p>過年度分の委託料の支払について、不足払い 3 件 (811 円) が認められ、全額国費で実施する委託事業に対し一般財源を充当することとなった事例が認められた。</p> <p>今後は、見直された契約書に基づき適切な算定を行うとともに、算定根拠等の確認を組織的に行うなど、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。</p>

オ 農林水産部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
東葛飾農業事務所	<p>指摘事項</p> <p>産業廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に一般廃棄物として処分を委託したため、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、関係法令等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

監査対象機関	指摘事項等
安房農業事務所	<p>注意事項 鴨川市地区地すべり調査設計その1業務について、積算金額の誤り（過大 88,000 円）により契約を解除した事例が認められた。 正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。</p>
農林総合研究センター	<p>指摘事項</p> <p>① 行政財産使用許可に伴う光熱水費について、過年度分の調定が欠落している事例が 180 件（121,222 円）及び令和 7 年度分の調定が遅延している事例が 14 件（5,675 円）認められた。 複数年にわたり歳入が未調定であったことは、当該年度の決算に影響を及ぼすものであり、誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、財務知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 需用費の支払について、前回監査に引き続き、支払時期の遅延が 3 件（129,897 円）認められた。 支払遅延は相手方に対して不利益を与えると同時に、遅延利息の発生により県の損害に直結する問題であり、繰り返し発生したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた更なる対策を講じること。</p>
南部家畜保健衛生所	<p>注意事項 委託料等の支払について、支払時期の遅延が相当数（24 件）発生しており、当該遅延に伴う遅延損害金 3 件（400 円）の発生が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

カ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
成田土木事務所	<p>注意事項 道路使用料及び河川水面使用料について、調定額を誤った事例（過大 10 件 43,040 円、過小 1 件 17,400 円）が認められた。 今後は、組織的な内部統制を機能させるとともに、占用料算定根拠の確認の徹底やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
市原土木事務所	<p>注意事項 道路メンテナンス（道路付属物）工事について、積算金額の誤り（過大 2 件 1,416,000 円）により過大分を減額する変更契約をした事例が認められた。 正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。</p>

監査対象機関	指摘事項等
千葉港湾事務所	<p>指摘事項 需用費等の支払について、前回監査に引き続き、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金4件（467円）の支払が認められた。 支払遅延は相手方に対して不利益を与えると同時に、遅延利息の発生により県の損害に直結するものであり、前回監査の指摘等に対して講じることとした再発防止策が実施されず、支払遅延が繰り返し生じたことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項 除草工委託について、積算金額の誤り（過大1,034,000円）により落札決定を取り消した事例が認められた。 正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。</p>
木更津港湾事務所	<p>注意事項 委託料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金2件（2,400円）の発生が認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

キ 教育委員会教育機関

監査対象機関	指摘事項等
葛南教育事務所	<p>注意事項 清掃業務委託について、最低制限価格を設定せず、本来であれば失格となる入札者と契約を締結した事例が認められた。 今後は、財務知識の習熟に努めるとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
南房総教育事務所	<p>注意事項 特別徴収した住民税の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う延滞金1件（1,100円）の支払が認められた。 今後は、根拠資料の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など再発防止に向けた対策を講じること。</p>
国分高等学校	<p>注意事項 雑入（空調設備に係る電気料金）について、複数年度にわたり調定額を誤った事例（過大6件215,916円）が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、法令や契約等に基づく適正な調定事務を行うとともに、組織的なチェック体制の強化など、所属で講じることとした再発防止策を確実に実施すること。 なお、当該事案の発生後における内部統制上の対応は適切に行われている。</p>
佐倉高等学校	<p>注意事項 雑入（県立学校体育施設開放事業に係る照明電気代）について、過年度分の調定が欠落している事例が20件（23,200円）及び令和7年度分の調定が遅延している事例が4件（5,600円）認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

監査対象機関	指摘事項等
九十九里高等学校	<p>注意事項 需用費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件(100円)の発生が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
長生高等学校	<p>注意事項 原子力等に関する教育支援事業交付金事業に係る物品の購入について、法令等に定められた手続を経ずに調達手続を行ったことにより、国の交付金(3件480,590円)を一般財源に振り替えた事例が認められた。 今後は、組織内の情報共有とコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、法令等に則った適正な調達手続を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
千葉盲学校	<p>注意事項 雑入(教育財産使用許可に伴う電気代)について、過年度分の調定が欠落している事例が2件(16,554円)及び教育使用料等について、令和7年度分の調定が遅延している事例が3件(14,672円)認められた。 今後は、財務知識の習熟を図り、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
富里特別支援学校	<p>注意事項 産業廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭から排出される粗大ごみと同様に処理を行っていた事例が認められた。 今後は、関係法令等の確認を徹底するとともに、産業廃棄物の処理については産業廃棄物収集・運搬・処分業者との委託契約を締結するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
香取特別支援学校	<p>注意事項 一般廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭ごみと同様の処理を行っていた事例が認められた。 今後は、関係法令等の確認を徹底するとともに、排出される一般廃棄物の処理については、一般廃棄物収集・運搬業者との委託契約を締結するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
八日市場特別支援学校	<p>注意事項 一般廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭ごみと同様の処理を行っていた事例が認められた。 今後は、関係法令等の確認を徹底するとともに、排出される一般廃棄物の処理については、一般廃棄物収集・運搬業者との委託契約を締結するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

(3) 監査の実施状況

【普通会計（出先機関等） 213機関】

実施機関名		実施年月日
総務部	葛南地域振興事務所、東葛飾地域振興事務所、印旛地域振興事務所、香取地域振興事務所、夷隅地域振興事務所、安房地域振興事務所、君津地域振興事務所、文書館	令和8年3月13日
	海匝地域振興事務所、山武地域振興事務所、長生地域振興事務所	令和8年1月15日
総合企画部	旅券事務所、男女共同参画センター	令和8年3月13日
防災危機管理部	消防学校	令和8年3月13日
健康福祉部	習志野健康福祉センター、市川健康福祉センター、松戸健康福祉センター、野田健康福祉センター、印旛健康福祉センター、香取健康福祉センター、海匝健康福祉センター、山武健康福祉センター、夷隅健康福祉センター、君津健康福祉センター、衛生研究所、中央児童相談所、柏児童相談所、銚子児童相談所、東上総児童相談所、君津児童相談所、生実学校、富浦学園、女性サポートセンター、中央障害者相談センター、東葛飾障害者相談センター、精神保健福祉センター、保健医療大学、鶴舞看護専門学校、野田看護専門学校、動物愛護センター、中央食肉衛生検査所、東総食肉衛生検査所、南総食肉衛生検査所	令和8年3月13日
	長生健康福祉センター	令和8年4月21日
	安房健康福祉センター	令和8年2月4日
	市原健康福祉センター	令和8年1月15日
環境生活部	環境研究センター、消費者センター、美術館、中央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館	令和8年3月13日
商工労働部	産業支援技術研究所、計量検定所、市原テクノスクール、船橋テクノスクール、我孫子テクノスクール、旭テクノスクール、東金テクノスクール、障害者テクノスクール	令和8年3月13日
農林水産部	東葛飾農業事務所	令和8年2月2日
	山武農業事務所	令和8年2月27日
	長生農業事務所	令和8年4月21日
	安房農業事務所	令和8年2月4日
	君津農業事務所	令和8年4月28日
	農林総合研究センター、農業大学校、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、南部家畜保健衛生所、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所、水産情報通信センター、水産総合研究センター	令和8年3月13日
	北部林業事務所	令和8年1月28日
中部林業事務所	令和8年4月14日	
県土整備部	柏土木事務所、柏区画整理事務所	令和8年1月16日
	成田土木事務所	令和8年1月23日
	香取土木事務所	令和8年4月24日

	山武土木事務所	令和8年3月6日
	長生土木事務所	令和8年1月20日
	市原土木事務所	令和8年4月14日
	千葉港湾事務所	令和8年4月16日
	木更津港湾事務所	令和8年4月28日
	一宮川改修事務所	令和8年1月22日
	亀山・片倉ダム管理事務所、高滝ダム管理事務所	令和8年3月13日
	流山区画整理事務所	令和8年4月30日
	木更津区画整理事務所	令和8年2月10日
教育庁 教育事務所	葛南教育事務所、東葛飾教育事務所、北総教育事務所、東上総教育事務所、南房総教育事務所	令和8年3月13日
教育委員会 教育機関	さわやかちば県民プラザ、中央図書館、西部図書館、東部図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、磯辺高等学校、泉高等学校、柏井高等学校、千葉大宮高等学校、土気高等学校、犢橋高等学校、八千代東高等学校、実籾高等学校、船橋高等学校、船橋啓明高等学校、船橋芝山高等学校、船橋二和高等学校、船橋古和釜高等学校、船橋法典高等学校、船橋北高等学校、国府台高等学校、国分高等学校、市川東高等学校、市川昴高等学校、市川南高等学校、浦安高等学校、浦安南高等学校、鎌ヶ谷高等学校、鎌ヶ谷西高等学校、松戸高等学校、小金高等学校、松戸南高等学校、松戸六実高等学校、松戸向陽高等学校、東葛飾高等学校、柏高等学校、柏南高等学校、柏陵高等学校、白井高等学校、印旛明誠高等学校、成田西陵高等学校、成田国際高等学校、成田北高等学校、富里高等学校、佐倉高等学校、佐倉東高等学校、佐倉西高等学校、佐倉南高等学校、八街高等学校、四街道高等学校、四街道北高等学校、佐原高等学校、佐原白楊高等学校、小見川高等学校、銚子商業高等学校、成東高等学校、東金商業高等学校、九十九里高等学校、長生高等学校、茂原樟陽高等学校、大多喜高等学校、安房高等学校、館山総合高等学校、天羽高等学校、君津商業高等学校、君津高等学校、東葛飾中学校、桜が丘特別支援学校、千葉特別支援学校、八千代特別支援学校、船橋特別支援学校、特別支援学校市川大野高等学園、松戸特別支援学校、柏特別支援学校、東葛の森特別支援学校、野田特別支援学校、湖北特別支援学校、千葉盲学校、富里特別支援学校、香取特別支援学校、銚子特別支援学校、八日市場特別支援学校、安房特別支援学校、榎の実特別支援学校	令和8年3月13日
警察署	千葉中央警察署、千葉東警察署、習志野警察署、八千代警察署、船橋東警察署、船橋警察署、鎌ヶ谷警察署、市川警察署、行徳警察署、浦安警察署、松戸警察署、柏警察署、我孫子警察署、佐倉警察署、成田警察署、印西警察署、銚子警察署、	令和8年3月13日

	旭警察署、匝瑳警察署、茂原警察署、いすみ警察署、勝浦警察署、市原警察署、木更津警察署、君津警察署、富津警察署、鴨川警察署	
	千葉西警察署	令和8年4月16日
	野田警察署	令和8年4月30日
	成田国際空港警察署	令和8年1月29日
	山武警察署	令和8年1月28日
	東金警察署	令和8年1月22日

2 公営企業会計

監査を実施した18機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…7機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (5件)

- ・支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・4件
- ・収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 注意事項 (7件)

- ・支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・7件

ウ 指導事項 (13件)

- ・支払の時期に係るもの・・・4件
- ・収入事務に係るもの・・・3件
- ・調定の時期に係るもの・・・2件
- ・契約事務に係るもの・・・2件
- ・支出事務に係るもの・・・1件
- ・事務手続に係るもの・・・1件

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 県土整備部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
印旛沼下水道事務所	<p>指摘事項 行政財産使用料等について、過年度分の調定が欠落している事例が4件（496,099円）認められた。 組織的な事務の進捗管理や情報共有が行われておらず、相手方等からの指摘により欠落が判明したことは、誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項 委託料等の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金8件（62,100円）の発生が認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

イ 企業局出先機関

監査対象機関	指摘事項等
福増浄水場	<p>注意事項 委託料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件（17,000円）の発生が認められた。 今後は、所属内の連携強化や、組織的な進捗状況の把握など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

ウ 病院局出先機関

監査対象機関	指摘事項等
がんセンター	<p>指摘事項</p> <p>① 委託料の支払について、過払い 31 件 (13,407,776 円) が認められた。 契約内容の把握及び請求金額の確認が不十分であり、過払いが発生したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、請求書と契約書や根拠資料を突合して支出額に誤りが無いか組織的に確認するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 調達回議書について、前回監査に引き続き、委託業務の完了後や物品の納入後に起票している事例が多数認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、所属内での連携強化により円滑な事務執行体制を確保するとともに、職員に適正な事務処理手順の遵守を改めて徹底させるほか、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>消耗品費等の支払について、過払い 2 件 (53,636 円) 及び不足払い 1 件 (70 円) が認められた。 今後は、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
総合救急災害医療センター	<p>指摘事項</p> <p>調達回議書について、前回監査に引き続き、委託業務の完了後や物品の納入後に起票している事例が多数認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、所属内での連携強化により円滑な事務執行体制を確保するとともに、職員に適正な事務処理手順の遵守を改めて徹底させるほか、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
こども病院	<p>注意事項</p> <p>① 光熱水費の支払について、資金前渡職員口座の残高不足に起因する支払時期の遅延及び前渡資金の目的外使用が認められた。その結果、当該遅延に伴う延滞金 1 件 (3,000 円) の支払が認められた。 今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 調達回議書について、委託業務の完了後や物品の納入後に起票している事例が多数認められた。 今後は、所属内及び外部委託先に対し発注のルールを遵守させるとともに、起票は発注前に行う必要があることを職員に認識させるほか、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

監査対象機関	指摘事項等
循環器病センター	<p>注意事項</p> <p>① 賃借料の支払について、過払い1件(51,260円)が認められた。 今後は、支払登録時における確認をはじめとする組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 光熱水費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件(3,900円)の発生が認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
佐原病院	<p>指摘事項</p> <p>通信運搬費の支払について、必要な手続を行うことなく、他の経費の支払に充てるための前渡資金を口座から引き出した上、1か月余りにわたって手で保管した事例が認められた。 また、資金前渡職員口座の残高不足に起因する支払時期の遅延及び前渡資金の目的外使用が連鎖的に発生した結果、当該遅延に伴う遅延損害金等が3件(17,912円)発生し、うち1件(512円)を支払った事例が認められた。 内部牽制が働かず、こうした不適正な事務が行われたことは、誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、財務知識の習熟を図るとともに、資金前渡職員口座に係る通帳の記帳を徹底し、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計(出先機関) 18機関】

	実施機関名	実施年月日
県土整備部	印旛沼下水道事務所	令和8年3月17日
	手賀沼下水道事務所	令和8年3月13日
企業局	県水お客様センター、船橋水道事務所、市川水道事務所、北総浄水場、福増浄水場、誉田給水場、千葉工業用水道事務所、葛南工業用水道事務所	令和8年3月13日
	柏井浄水場、水質センター	令和8年3月12日
	君津工業用水道事務所	令和8年2月10日
病院局	がんセンター	令和8年3月19日
	総合救急災害医療センター	令和8年3月11日
	こども病院	令和8年2月2日
	循環器病センター	令和8年2月13日
	佐原病院	令和8年1月29日